介護職員等特定処遇改善加算

算定に係る「見える化要件」について

介護や福祉に関わる職員(以下介護職員等)の処遇改善については、国によりこれまで何度かの取組みが行われてきました。

2019 年 10 月の消費税率引上げに伴う介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定においては、介護職員等の更なる処遇改善として、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人においても算定を行っております。

当該加算算定にあたっては、以下の3つの要件を満たす必要があります

- 1. 現行の処遇改善加算の(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること
- 2. 職場環境等要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- 3. 取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

「見える化」要件とは、新加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して公表することです。 この要件に基づいた当法人の取組みは以下のとおりです。

福祉 · 介護職員等処遇改善加算 · 特定処遇改善加算取得状況

【共同生活援助事業 ビリーブ】

処遇改善加算 I

特定処遇改善加算I

【生活介護事業 すなっぐ】

処遇改善加算 I

特定処遇改善加算I

職場環境等要件について

分類	内容
資質の向上やキャリアアップ	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
に向けた支援	
両立支援・多様な働き方の推進	有給休暇が取得しやすい環境の整備
生産性向上のための業務改善	5S 活動(業務管理手法の一つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとっ
の取り組み	たもの)等の実践による職場環境の整備
やりがい・働きがいの構成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福
	祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善